

令和7年9月

学校長先生
公民科ご担当先生

東京書籍株式会社
編集局社会編集部
電話 03-5390-7348

令和7年度用高等学校教科書「公共」（2東書 公共 701）

訂正に関するお知らせ

謹啓 平素より格別のご厚情を賜り、心よりお礼申しあげます。

さて、弊社発行の令和7年度に供給された高等学校教科書「公共」（2東書 公共 701）に、訂正・変更の必要が生じたため、文部科学省へ訂正申請を行いました。先生方、生徒および保護者の皆さんに、深くお詫び申しあげます。

誠に恐縮ではございますが、当該箇所につきましてご指導の際にご留意いただきますようお願い申しあげます。

謹白

「公共」訂正表

ページ	箇所	原文	訂正後																										
107	図3	<table border="1"><tr><td>死刑</td><td>法務大臣の命令により拘置所で執行</td></tr><tr><td>懲役</td><td>刑務所に拘置、所定の作業義務あり</td></tr><tr><td>禁錮</td><td>刑務所に拘置、所定の作業義務なし</td></tr><tr><td>罰金</td><td>1万円以上。納められないときは2年以下で労役場に留置</td></tr><tr><td>拘留</td><td>1日以上30日未満拘留場に拘置</td></tr><tr><td>料料</td><td>1000円以上1万円未満。納められないときは30日以下で労役場に留置</td></tr><tr><td>没収</td><td>犯罪の凶器や報酬などを没収</td></tr></table> <p>③刑罰の種類 懲役と禁錮は2024年6月から拘禁刑に一本化される。国または地方公共団体が国民に科す金銭罰である「過料」は、刑罰ではない。 ②これらの刑罰はそれぞれ、生命を奪う「生命刑」、自由を剥奪する「自由刑」、財産的利益を剥奪する「財産刑」のどれに分類されるだろうか。</p>	死刑	法務大臣の命令により拘置所で執行	懲役	刑務所に拘置、所定の作業義務あり	禁錮	刑務所に拘置、所定の作業義務なし	罰金	1万円以上。納められないときは2年以下で労役場に留置	拘留	1日以上30日未満拘留場に拘置	料料	1000円以上1万円未満。納められないときは30日以下で労役場に留置	没収	犯罪の凶器や報酬などを没収	<table border="1"><tr><td>死刑</td><td>法務大臣の命令により拘置所で執行</td></tr><tr><td>拘禁刑</td><td>刑務所に拘置</td></tr><tr><td>罰金</td><td>1万円以上。納められないときは2年以下で労役場に留置</td></tr><tr><td>拘留</td><td>1日以上30日未満拘留場に拘置</td></tr><tr><td>料料</td><td>1000円以上1万円未満。納められないときは30日以下で労役場に留置</td></tr><tr><td>没収</td><td>犯罪の凶器や報酬などを没収</td></tr></table> <p>③刑罰の種類 従来の懲役(所定の作業義務あり)と禁錮(所定の作業義務なし)は2025年6月から拘禁刑に一本化された。国または地方公共団体が国民に科す金銭罰である「過料」は、刑罰ではない。 ②これらの刑罰はそれぞれ、生命を奪う「生命刑」、自由を剥奪する「自由刑」、財産的利益を剥奪する「財産刑」のどれに分類されるだろうか。</p>	死刑	法務大臣の命令により拘置所で執行	拘禁刑	刑務所に拘置	罰金	1万円以上。納められないときは2年以下で労役場に留置	拘留	1日以上30日未満拘留場に拘置	料料	1000円以上1万円未満。納められないときは30日以下で労役場に留置	没収	犯罪の凶器や報酬などを没収
死刑	法務大臣の命令により拘置所で執行																												
懲役	刑務所に拘置、所定の作業義務あり																												
禁錮	刑務所に拘置、所定の作業義務なし																												
罰金	1万円以上。納められないときは2年以下で労役場に留置																												
拘留	1日以上30日未満拘留場に拘置																												
料料	1000円以上1万円未満。納められないときは30日以下で労役場に留置																												
没収	犯罪の凶器や報酬などを没収																												
死刑	法務大臣の命令により拘置所で執行																												
拘禁刑	刑務所に拘置																												
罰金	1万円以上。納められないときは2年以下で労役場に留置																												
拘留	1日以上30日未満拘留場に拘置																												
料料	1000円以上1万円未満。納められないときは30日以下で労役場に留置																												
没収	犯罪の凶器や報酬などを没収																												

※以下の箇所の「懲役」や「禁錮」の記載についても、「拘禁刑」に読み替えてご指導ください（詳細は右のリンク先よりご確認いただけます）。

66ページの左段21行目／87ページの図4／88ページの図1および導入の4行目／
90ページの右段6、8行目および図2／102ページのリード文の左段7行目／
104ページの図2／109ページの本文の左段4行目／111ページの図1／
226ページの刑法の条文



<https://www.tokyo-shoseki.co.jp/text/information-h/>